

保育士の欠格期間の見直しに伴う認可外保育施設指導監督の指針の改正について

- 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化について、令和4年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)により児童福祉法の改正が行われた(令和5年4月施行)。
- 本改正により、児童福祉法第18条の5に定める**保育士の欠格期間**について、
 - ・ **禁錮以上の刑**に処せられた者については、**従来2年としていたものを無期限**とするほか、
 - ・ 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定により**罰金の刑**に処せられた者等が保育士となることができない期間を、その執行を終えた日等から起算して**2年としていたものを3年**とすることとしている。

<参考：児童福祉法新旧>

改正後	改正前
<p>第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者</p> <p>四 第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者</p> <p>五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者</p>	<p>第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p>

ベビーシッターの事業停止命令期間に係る現状の取扱いについて

- ベビーシッターによるわいせつ事案等が発生した際の対応については、本専門委員会において令和3年2月にとりまとめた「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言」を踏まえ、「認可外保育施設指導監督の指針」において以下のとおり（留意事項27）として位置づけたところ。
- 現在、ベビーシッターの事業停止命令等の期間については、保育士の欠格事由に関する規定を踏まえ、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年までの期間」としている。

<参考：認可外保育施設指導監督の指針（抜粋）>

第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

以下のいずれかに該当する場合は、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。（法第59条第5項参照）

- ① 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき
- ② 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき
- ③ 乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき

（留意事項27）特に、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）が、わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合は、「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものとして、原則として当該施設に対し事業停止命令を行うこと。

この場合の事業停止命令の期間については、保育士の欠格事由に関する規定を踏まえ、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年までの期間」と設定することが合理的であること。

<参考：ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言（令和3年2月19日）（抜粋）>

① 事業停止命令等の期間

○ 事業停止命令等を発令する要件等については、厚生労働省において現行の指導監督指針の関係規定の例などを踏まえ検討することになるが、事業停止命令等の期間については、現在の保育士の欠格事由を踏まえ、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年」と設定することが合理的であると考えられる。命令の期間を無期限にする（施設閉鎖命令）ことは、他の資格制度においても、現行法上、刑に処せられた場合でもその執行から一定期間後に刑が消滅することなどの均衡上、法制的に難しいものと考えられていることを踏まえると困難であると考えられる。

○ なお、この点については、教員について、「教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。」との閣議決定（「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定））が行われている。こうした諸制度の検討を経て改正が行われた場合は、事業停止命令等の期間についても可能な限り厳しく見直し、抑止効果をより発揮するべきと考ええる。

保育士の欠格期間の見直しに伴うベビーシッターの対応の方向性について

- 今般の児童福祉法の改正による保育士の欠格期間の見直しに伴い、ベビーシッターの処分については、
 - ・ 認可外保育施設指導監督の指針において、「**わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合**」については、「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当し、この場合は、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、**事業停止又は施設閉鎖を命ずること**としていることや、
 - ・ **保育士の欠格期間**については、**禁錮以上の刑に処せられた者**については**無期限**、**罰金の刑に処せられた者**については、その執行を終えた日等から起算して**3年**としていること

を踏まえると、「認可外保育施設指導監督の指針」の（留意事項27）を改正し、ベビーシッターが「わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合」であって、**禁錮以上の刑に処せられた場合には施設閉鎖を命ずること**としてどうか。また、**罰金の刑に処せられた場合は、事業停止を命ずることとし、当該命令の期間を「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年までの期間」と設定すること**としてどうか。

<参考：認可外保育施設指導監督の指針（留意事項25）「事業停止命令」及び「施設閉鎖命令」の意義 より>

- ・ 「事業停止命令」は、期限を付して又は条件を付して当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分をいうこと。
- ・ 「施設閉鎖命令」は、施設の閉鎖を命じることにより、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分をいうこと。

<認可外保育施設指導監督の指針改正案>

改正後	改正前
<p>（留意事項27）特に、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）が、わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合は、「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものとして、法第18条の5に規定する保育士の欠格事由を勘案し、次のとおり取り扱うこと。</p> <ol style="list-style-type: none">① 禁錮以上の刑に処せられた場合は、原則として当該施設に対し施設閉鎖命令を行うこと。② 罰金の刑に処せられた場合は、原則として当該施設に対し事業停止命令を行うこととし、当該命令の期間について、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年までの期間」と設定することが合理的であること。	<p>（留意事項27）特に、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）が、わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合は、「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものとして、原則として当該施設に対し事業停止命令を行うこと。</p> <p>この場合の事業停止命令の期間については、保育士の欠格事由に関する規定を踏まえ、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年までの期間」と設定することが合理的であること。</p>